

変動金利型住宅ローン標準（基準）金利 の改定について

このたび、弊行では貸出基準金利である短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）の引き上げを実施いたします。

短期プライムレートの改定に伴い変動金利型住宅ローン標準（基準）金利についても同幅で引き上げいたします。

【改定内容】

| | |
|-----------------------|--|
| 1. 改定日 | 2024年9月17日（月） |
| 2. 変動金利型住宅ローン 標準金利 | 年 2.875% （旧利率 年 2.725% 引き上げ幅 0.15%） |
| 3. 変動金利型住宅ローン 基準金利 | 年 2.575% （旧利率 年 2.425% 引き上げ幅 0.15%） |

■ 新借入利率の適用日について

新借入利率は、2024年12月の返済日（ボーナス返済併用の場合は、改定日以降最初に到来するボーナス返済日）の翌日より適用します。

■ 返済予定額について

今般の改定によりお借入利率が変更となりますので、変動金利期間中のお客様については、返済予定明細表を2024年12月の返済日（ボーナス返済併用の場合は、改定日以降最初に到来するボーナス返済日）以降作成し送付いたします。今後につきましては、送付いたします返済予定明細表によりご確認ください。

※現在固定金利特約期間中のお客さまについては、特約期間満了日までお借入利率、ご返済額の変更はございません。

お借入利率の見直しルールについて

1.変動金利適用期間中

- ①ご融資後のお借入利率は年2回見直します。
- ②毎年4月1日、10月1日現在の変動金利型住宅ローン標準（基準）金利の変更幅で適用利率を見直し、それぞれ6月、12月の返済日（ボーナス返済併用の場合はボーナス返済日）の翌日より適用します。

2.固定金利特約期間中

- ①固定金利特約期間（3年・5年・10年）中は金利の変更がありません。
- ②固定金利特約期間満了時には、変動金利口または固定金利特約口をご選択できます。ただし、その時点での店頭表示金利（基準金利）が適用となります。（なお、特に金利選択のお申出がない場合は、自動的にその時点の変動金利口の金利が適用となります。）

ご返済額の見直しルールについて

1.変動金利適用期間中

- ①利率に変更があった場合でも、ご返済額の元本分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更しません。
- ②ご返済額の見直しは5年ごとに行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。

2.固定金利特約期間中

- ①固定金利特約期間中は、ご返済額の見直しはしません。
- ②固定金利特約期間満了時に、変動金利口または固定金利特約口をご選択できますが、それぞれの時点で計算されたご返済額に見直されますので、借入当初のご返済額とは異なる可能性があります。

上記の内容について、ご不明の点がございましたら、お取引店までご照会ください。